

地震発生時及び気象警報発令時の対応マニュアル

茨木市立西小学校

児童の安全確保を第一に考え、下記のように対応する。

地震発生時

第一次避難・・・地震発生時、身の安全確保のための一時避難

第二次避難・・・揺れがおさまった後の避難（全員の安否確認）

第三次避難・・・第二次避難完了後の避難及び措置

1. 「震度5弱」以上の地震が発生した場合（茨木市）			
		児童	教職員（学校）
始業前 ⇒ 臨時休業 ⇒ 翌日の措置 ※	登校前	○臨時休業	○可能な限り出勤する。ただし、震度5強以上の地震発生時には、全教職員は直ちに出勤する。
	登校中	①危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。 ・高い建物や電柱、大きな塀、屋根の下から離れる。 ②揺れがおさまった後、そのまま登校する。 （集団登校で集合場所を出発する前であれば自宅へ戻る。） ③運動場に集合する。	①運動場に集め、登校してきた児童の掌握にあたる。 登校中児童の安否を確認する。 （必要に応じて家庭と連絡をとる） ②在校時と同様、保護者に直接引き渡す。 保護者に引き渡すまで、責任を持って保護・監督を継続する。
	登校後	○在校時と同様に行動する。	
在校時 ⇒ 授業中止 ⇒ 保護者引き渡し ⇒ 翌日の措置 ※	授業中	①教師の指示に従う。 ②身の安全を確保する。 <屋内> ・教室では机の下に身を屈める。 ・家庭科室・理科室では火を消す。 ・音楽室では、ピアノの側から離れ、頭部を保護する。 ・体育館では落下物に注意をしながら、中央へ集まり頭部を保護する。 <屋外> ・運動場中央に集合する。 ・プールサイドにつかまる。 その後、水から上がる。 ③揺れがおさまったら、指示にしたがって避難する。	①机の下にもぐらせ、 ・戸を開け脱出口を作る。 ・火を消す。 ・コンセントを抜く。 ②揺れがおさまったら、周囲の状況を確認、避難を指示する。 ・放送等の指示に従い、頭部を保護し、上履きのまま運動場へ避難させる。 ・学級ごとに整列し、人員及び異常の有無を確認し、集約する。 ・校舎内に児童が残っていないか確認する。 ③保護者に直接引き渡す。 保護者に引き渡すまで、責任を持って保護・監督を継続する。

在校時 ⇒ 授業中止 ⇒ 保護者 引き渡し ⇒ 翌日の 措置 ※	休み時間	①放送や近くの教師の指示に従う。 ②身の安全を確保する。 <屋内> ・教室内では、授業中と同様に行動する。 ・廊下階段では、壁側から離れ、頭部を保護し身をかがめる。 ・便所では、戸を開け窓から離れて待つ。 <屋外> ・運動場中央に集合する。 ③揺れがおさまれば、校舎内にいる児童は最も近い教室に入る。 ④指示にしたがって運動場へ避難する。	①近くにいる児童に、身の安全を守るための指示をする。 ②揺れがおさまれば、 ・担任は運動場に出て、人員及び異常の有無を確認し、集約する。 ・担任外は、避難経路の要点で避難してくる児童の誘導にあたりとともに校舎内に児童が残っていないか確認し、児童を運動場へ避難させる。 ③保護者に直接引き渡す。 保護者に引き渡すまで、責任を持って保護・監督を継続する。
下校時 ⇒ 翌日の 措置 ※	下校中	①危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。 ・高い建物や電柱、大きな塀、屋根の下から離れる。 ②揺れがおさまった後、そのまま下校する。	①学校周辺にいる児童の帰宅指導にあたる。 ②児童全員の無事確認まで学校で待機する。

※翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。臨時休業の連絡がない限り登校する。

2. 「震度4」以下の地震が発生した場合（茨木市）

- 第一次避難・第二次避難については、「震度5弱以上」の地震発生時と同様の対応とする。
- 学校施設の被害状況及び通学路の状況により、臨時休業の措置をとるか判断をする。臨時休業の連絡がない限り登校する。

警報発令時

大阪府（北大阪）に暴風警報が発令された場合のみ、下記の措置をとる。

<登校前>

1. 午前7時の時点で暴風警報発令の場合	自宅待機
2. 午前9時までに暴風警報解除の場合	解除の時点で集団登校（弁当持参）
3. 午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休校

<登校後>

1. 始業前	①通学路の安全や風雨の強さなどの状況判断をする。 ②保護者へ帰宅の連絡をする。 ③教職員引率のもと帰宅させる。	○状況判断の結果、学校で保護措置をとる場合もある。
2. 始業後	①教育委員会の指示により授業を中止する。 ②通学路の安全や風雨の強さなどの状況判断をする。 ③保護者へ帰宅の連絡をする。 ④教職員引率のもと、集団下校させる。	

学校が臨時休業になった日及び暴風警報発令中は、学校施設は使用できません。